

社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会居宅介護支援事業運営規程

平成16年11月1日
規程 第 22 号

(事業の目的)

第1条 南魚沼市社会福祉協議会居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護（または要支援）状態の高齢者（以下「利用者」という。）に対し、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスの提供を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の運営に当たっては、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、地位包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

5 事業所は、利用者的人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称	所在地
南魚沼市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	新潟県南魚沼市泉甲154番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業者は管理者及び従業員を次のとおりに配置し、職務内容を次により定める。

(1) 管理者（主任介護支援専門員） 1名

事業における業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 1名以上

指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を、次のとおりとする。ただし緊急の場合はこの限りでない。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から12月31日及び1月2日から1月3日を除く日とする。

（2）営業時間 午前8時30分から午後5時15分とする。

（3）上記の営業日、営業時間外であっても携帯電話等で24時間対応可能な体制とする。

（指定居宅介護支援内容）

第6条 提供する居宅介護支援の内容は、居宅サービス計画を作成することとし、指定居宅介護支援の提供にあたっては次の事項に留意・配慮する。

（1）居宅サービス計画の作成後、利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連絡調整を密に行い、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うものとする。

（2）利用者の解決すべき課題の変化が認められた場合等、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

（3）利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行うものとする。

（指定居宅介護支援の提供方法）

第7条 居宅介護支援の提供については、次の方法によるものとする。

（1）居宅サービス計画の作成は、事業者に所属する介護支援専門員が行う。

（2）作成した居宅サービス計画について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。なお、作成にあたっては、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介や、位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることが可能であることの説明を行う。作成した計画書は利用者及び各サービス担当者に交付する。

（3）指定居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。

（4）利用者の課題分析にあたっては課題分析方式「MDS-HC」を使用し、解決すべき課題に対応するための居宅サービス計画の原案を作成する。

（5）利用者の相談を受ける場所は、居宅介護支援事業所相談室で行う。但し、利用者の希望により利用者の居宅等においても行う。

（6）サービス担当者会議開催場所は原則として居宅介護支援事業所内で行う。但し、必要に応じて居宅介護サービス事業者等の事務室等を用いる。また、当該利用者等の同意を得た場合は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

（7）モニタリングに当たっては、特段の事情の無い限り、少なくとも1月に1回以上利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、その結果を記録する。

（8）居宅サービス計画を変更した場合、利用者が要介護更新認定または要介護状態の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議を開催する。

（利用料その他の費用の額）

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合、利用料等は次のとおりとする。

（1）使用料当該居宅介護支援事業が法定代理受領であるときは、利用者からは徴収しない。

（2）通常事業の実施地域内の居宅介護支援に要した交通費は徴収しない。

(通常事業の実施地域)

第9条 通常事業の実施する地域は、南魚沼市全域とする。

(利用者の相談を受ける場所)

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

2 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をとるものとする。

3 利用者に対して損害賠償が生じた際には速やかに対応するものとする。

(苦情処理)

第11条 事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用者及びその家族から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。

2 苦情があった際はその内容およびその対応等全ての事項について記録をとるものとする。

3 介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会等（以下「市等」という。）からの調査に協力するとともに、市等から指導または助言を受けた場合は、その指導または助言に従って適切な改善を行うものとする。

(秘密保持)

第12条 職員は業務上知り得た利用者及び利用者の家族の秘密を決して漏洩しない。また、利用者との契約終了後も同様とする。

2 利用者及び利用者の家族の個人情報の取扱いについては、南魚沼市社会福祉協議会個人情報保護規程を遵守しなければならない。

(虐待防止のための措置)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。

(2) 虐待防止のための指針を整備するものとする。

(3) 職員に対し虐待を防止するための研修を定期的に実施する。

(4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業所は、職員又は養護者による虐待等が疑われる時には、早期に市町村へ通報し、調査等に協力するよう努める。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、この計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うも

のとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、感染症の発生又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(記録の整備)

第16条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(その他の運営にあたっての重要事項)

第17条 事業者は、社会的使命を充分に認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効果的に居宅介護支援を実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。なお、研修は次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内に実施
- (2) 継続研修 年1回以上
- (3) (1)、(2)の他、他機関又は、団体等が実施する研修への参加

附 則 (平成16年規程第22号)

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年規程第8号)

この規程は、平成17年9月30日から施行する。

附 則 (平成17年規程第9号)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年規程第9号)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第3号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第4号)

この規程は、令和5年4月26日から施行する。

附 則 (令和6年規程第7号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。